

広島県営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 広島県条例第二十三号

### 広島県営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正する条例

広島県営住宅設置、整備及び管理条例（平成九年広島県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項に次のただし書を加える。

ただし、入居者が介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五条の二第一項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害者その他の規則で定める者に該当する場合で、前項に規定する収入の申告をすること及び第三十三条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、同条の規定による書類の閲覧の請求その他の規則で定める方法により把握した収入の状況に基づき収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。

第十四条第一項中「ただし、入居者」の下に「（第十三条第二項ただし書の規定に該当する者を除く。）」を加え、「請求を」を「報告の請求を」に改める。

第三十三条の見出し中「請求」を「請求等」に改め、同条中「又はその雇主」を「若しくはその雇主」に改め、「報告を求めることができる。」を「報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。」に改める。

### 附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。